

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年11月12日

【四半期会計期間】 第67期第2四半期(自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)

【会社名】 飛島建設株式会社

【英訳名】 TOBISHIMA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 篠部正博

【本店の所在の場所】 東京都千代田区三番町2番地

【電話番号】 03(5214)8269

【事務連絡者氏名】 経理部長 坂田俊一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区三番町2番地

【電話番号】 03(5214)8269

【事務連絡者氏名】 経理部長 坂田俊一

【縦覧に供する場所】 飛島建設株式会社 横浜営業所
(横浜市中区山下町162番地1)

飛島建設株式会社 名古屋事業部
(名古屋市中区松原3丁目2番8号)

飛島建設株式会社 中日本土木支社
(大阪府中央区道修町3丁目4番10号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第66期 前第2四半期 連結累計期間	第67期 当第2四半期 連結累計期間	第66期 前第2四半期 連結会計期間	第67期 当第2四半期 連結会計期間	第66期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成20年 7月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成21年 7月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
売上高 (百万円)	61,078	51,838	35,510	28,753	142,936
経常損益 (百万円)	352	△1,450	448	△216	1,934
四半期(当期)純損益 (百万円)	△753	△1,523	475	△175	500
純資産額 (百万円)	—	—	16,892	16,542	18,047
総資産額 (百万円)	—	—	108,480	91,720	98,514
1株当たり純資産額 (円)	—	—	△16.25	△8.85	△7.40
1株当たり四半期(当期)純損益 (円)	△1.70	△2.86	1.01	△0.33	1.00
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—	0.55	—	0.58
自己資本比率 (%)	—	—	15.6	18.0	18.3
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△5,306	6,246	—	—	△4,592
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△84	△185	—	—	△363
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	269	1,595	—	—	△34
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	—	5,541	13,288	5,638
従業員数 (人)	—	—	1,522	1,470	1,457

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2 売上高には、消費税等は含まれていない。

3 第66期第2四半期連結累計期間、第67期第2四半期連結累計期間及び第67期第2四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失が計上されているため、記載していない。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社に異動はない。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はない。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	1,470 [138]
---------	--------------

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載している。

(2) 提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	1,447 [137]
---------	--------------

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に当第2四半期会計期間の平均人員を外数で記載している。

第2 【事業の状況】

「第2 事業の状況」における各事項の記載については、消費税等抜きの金額で表示している。

1 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループでは生産実績を定義することが困難であるため「生産の状況」は記載していない。

(1) 受注実績

事業の種類別セグメントの名称	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日) (百万円)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日) (百万円)
建設事業	36,251	20,999
開発事業等	—	—
合計	36,251	20,999

(注) 受注実績の開発事業等については、当社グループ各社の受注概念が異なるため記載していない。

(2) 売上実績

事業の種類別セグメントの名称	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日) (百万円)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日) (百万円)
建設事業	34,935	28,219
開発事業等	574	533
合計	35,510	28,753

(注) 売上高総額に対する割合が100分の10以上の相手先の売上高及びその割合は、次のとおりである。

前第2四半期連結会計期間		
国土交通省	5,613百万円	15.8%
当第2四半期連結会計期間		
国土交通省	5,719百万円	19.9%

(3) 売上にかかる季節的変動について

建設事業においては、契約により工事の完成引渡し第4四半期連結会計期間に集中しているため、第1四半期連結会計期間から第3四半期連結会計期間における完成工事高に比べ、第4四半期連結会計期間の完成工事高が著しく多くなるといった季節的変動がある。

なお、参考のため提出会社個別の事業の状況は次のとおりである。

① 受注高、売上高、繰越高及び施工高

期別	種類別		前期繰越高 (百万円)	期中受注高 (百万円)	計 (百万円)	期中売上高 (百万円)	期末繰越高			期中施工高 (百万円)
							手持高 (百万円)	うち施工高 (%)	(百万円)	
前第2四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	建設事業	土木工事	90,875	29,126	120,001	29,362	90,639	4.8	4,361	29,964
		建築工事	64,800	30,804	95,605	31,136	64,469	12.8	8,244	36,158
		計	155,676	59,931	215,607	60,498	155,108	8.1	12,606	66,123
	開発事業等		28	1,053	1,082	1,053	28	—	—	—
	合計		155,704	60,985	216,690	61,552	155,137	—	—	—
当第2四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	建設事業	土木工事	102,487	17,457	119,945	29,369	90,576	2.5	2,243	29,687
		建築工事	47,895	21,257	69,153	21,720	47,432	6.1	2,907	22,485
		計	150,383	38,715	189,098	51,090	138,008	3.7	5,151	52,173
	開発事業等		28	740	768	766	2	—	—	—
	合計		150,412	39,455	189,867	51,856	138,010	—	—	—
前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	建設事業	土木工事	90,875	77,191	168,066	65,579	102,487	1.9	1,924	63,744
		建築工事	64,800	58,187	122,987	75,091	47,895	4.5	2,143	74,011
		計	155,676	135,378	291,054	140,671	150,383	2.7	4,067	137,756
	開発事業等		28	2,788	2,817	2,788	28	—	—	—
	合計		155,704	138,166	293,871	143,459	150,412	—	—	—

(注) 1 前事業年度以前に受注した工事で、契約の変更により請負金額の増減がある場合は、期中受注高にその増減額を含む。したがって、期中売上高にもかかる増減額が含まれる。

2 期末繰越高の施工高は支出金により手持高の施工高を推定したものである。

3 期中施工高は(期中売上高+期末繰越施工高-前期末繰越施工高)に一致する。

② 売上高

期別	区分		官公庁 (百万円)	民間 (百万円)	計 (百万円)
前第2四半期会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	建設事業	土木工事	13,453	3,325	16,779
		建築工事	1,661	16,660	18,321
		計	15,115	19,985	35,100
	開発事業等		0	504	505
	合計		15,115	20,490	35,606
当第2四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	建設事業	土木工事	14,405	2,098	16,503
		建築工事	2,674	9,100	11,775
		計	17,079	11,198	28,278
	開発事業等		0	513	514
	合計		17,080	11,712	28,793

(注) 1 完成工事のうち主なものは、次のとおりである。

前第2四半期会計期間 請負金額10億円以上の主なもの
 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 北幹、高峰T(東)他1
 国土交通省 東京国際空港東側整備地区場周道路地下連絡通路他地盤改良工事
 (株)ヤマウラ (仮称)都筑区加賀原二丁目マンション新築工事
 当第2四半期会計期間 請負金額10億円以上の主なもの
 国土交通省 十津川道路今戸トンネル工事
 中日本高速道路(株) 東名阪自動車道 植田南工事
 神戸市 大容量送水管(王子工区)整備工事

2 売上高総額に対する割合が100分の10以上の相手先の売上高及びその割合は、次のとおりである。

前第2四半期会計期間
 国土交通省 5,613百万円 15.8%
 当第2四半期会計期間
 国土交通省 5,719百万円 19.9%

③ 手持高(平成21年9月30日現在)

区分		官公庁(百万円)	民間(百万円)	計(百万円)
建設事業	土木工事	72,774	17,801	90,576
	建築工事	18,709	28,722	47,432
	計	91,484	46,524	138,008
開発事業等		—	2	2
合計		91,484	46,526	138,010

(注) 手持工事のうち請負金額10億円以上の主なものは、次のとおりである。

国土交通省 平成20年度 302号緑地共同溝工事 平成24年3月完成予定
 東京建物(株)、エヌ・ティ・ティ都市開発(株) (仮称)Brillia Wellith千駄木5丁目PJ新築工事 平成23年3月完成予定
 東かがわ市 平成21年度(仮称)東かがわ市立統合第一小学校・引田中学校校舎等建設工事 平成22年12月完成予定

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはない。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はない。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等はない。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものである。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間における我が国経済は、企業の在庫調整の進展や政策効果の発現により一部で景気の持ち直しの動きが見られるものの、全体的には自律的な回復力は乏しく、為替の変動や雇用情勢の悪化などの景気の下振れリスクが懸念され、依然、厳しい局面が継続している。

国内建設市場においては、政府建設投資は、経済対策として打ち出された補正予算が政権交代により一部執行中止になるなど、先行きは不透明であり、民間建設投資も、大多数の企業は依然として収益の回復は見られず設備投資は低迷、雇用環境の悪化により住宅投資も低迷が続き、厳しい状況となっている。

また、当社グループの建設事業においては、売上高が下半期、特に第4四半期連結会計期間に集中する傾向があることから、業績に季節の変動がある。

このような状況の中、当第2四半期会計期間における当社個別の受注実績については、土木受注高は、例年に比べて取組案件が4月から8月までは少なく、9月に集中したことにより、9月末現在では発注者による入札後手続が完了していない保留案件が多かったため、前年同四半期会計期間比43.9%減の86億円となった。建築受注高は、官庁は前年同四半期並みを確保したものの、民間は住宅・不動産市場の停滞や企業の設備投資の抑制など、厳しい市場環境のあおりを受けたことにより、前年同四半期会計期間比41.9%減の121億円となった。

当第2四半期連結会計期間の連結業績については、売上高は287億円（前年同四半期連結会計期間比19.0%減）、営業利益は83百万円（前年同四半期連結会計期間比88.1%減）、経常損益は2億円の損失（前年同四半期連結会計期間は4億円の利益）、四半期純損益は1億円の損失（前年同四半期連結会計期間は4億円の利益）となった。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりである。

(建設事業)

建設事業における当第2四半期連結会計期間の完成工事高は282億円（前年同四半期連結会計期間比19.2%減）、営業利益は3億円（前年同四半期連結会計期間比65.2%減）となった。

(開発事業等)

不動産の賃貸・売却を中心に事業を行っており、当第2四半期連結会計期間の開発事業等売上高は5億円（前年同四半期連結会計期間比7.2%減）、営業利益は1億円（前年同四半期連結会計期間比3.6%減）となった。

(注) セグメント別の記載において、売上高については「外部顧客に対する売上高」の金額、営業損益については「消去又は全社」控除前の金額を記載している。

当第2四半期連結会計期間末の財政状態は、総資産が917億円となり、前連結会計年度末に比べ67億円減少している。

主な増減内容は、資産については現金預金が76億円増加、受取手形・完成工事未収入金等が127億円減少し、負債については支払手形・工事未払金等が80億円減少している。

純資産については165億円となり、自己資本比率は前連結会計年度末に比較して0.3ポイント減少し、18.0%となった。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、主に売上債権の減少等により27億円の資金増加(前年同四半期連結会計期間は93億円の資金減少)、投資活動によるキャッシュ・フローは有形固定資産及び無形固定資産の取得等により67百万円の資金減少(前年同四半期連結会計期間は55百万円の資金減少)、財務活動によるキャッシュ・フローは短期借入金の純増等により20億円の資金増加(前年同四半期連結会計期間は12億円の資金増加)となった。

以上の結果、「現金及び現金同等物の四半期末残高」は第1四半期連結会計期間末に比べ、47億円増加し、132億円となった。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はない。

なお、当社グループは事業環境の急激な変化に耐え得る安定した経営基盤の確立を最優先課題と位置付け、「さらなる選択と集中による利益の極大化」と「経営・組織体制の刷新と経営資源の再配分」を基本方針とした「中期3カ年(08～10年度)計画」の達成に取り組んでいる。今年度は本計画に則った諸施策の実施に加えて、営業キャッシュ・フロー重視の経営管理を徹底することにより、利益創出力の高い企業を目指すと同時に効率性の高い企業の実現に努める。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間における研究開発費は77百万円であった。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はない。また、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はない。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	820,300,000
A種優先株式	4,300,000
B種優先株式	3,300,000
C種優先株式	109,100,000
計	937,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	551,344,158	571,866,545	東京証券取引所 市場第一部	(注) 1、2、4、5
A種優先株式	4,300,000	4,300,000	非上場・非登録	(注) 1、3、6、7
B種優先株式	3,300,000	3,300,000	非上場・非登録	(注) 1、3、8
第一回C種優先株式	8,924,000	8,924,000	非上場・非登録	(注) 1、3、9
第二回C種優先株式	30,242,000	30,242,000	非上場・非登録	(注) 1、3、9
第三回C種優先株式	36,363,000	36,363,000	非上場・非登録	(注) 1、3、6、9
計	634,473,158	654,995,545	—	—

(注)

- 1 単元株式数は500株である。
- 2 普通株式は、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。
- 3 優先株式は、会社法第108条第1項に基づき、剰余金の配当及び残余財産の分配等について普通株式と異なる定めをしているため、株主総会において議決権を有していない。
なお、会社法第322条第2項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めていない。
- 4 提出日現在の普通株式発行数には、平成21年11月1日からこの四半期報告書提出日までの優先株式の取得請求権の行使により発行された株式数は含まれていない。
- 5 平成21年10月1日から平成21年10月31日の間において、第三回C種優先株式5,000,000株の取得請求権の行使により、普通株式が20,522,387株増加した。
- 6 平成21年10月31日現在において、A種優先株式及び第三回C種優先株式の発行数には、それぞれ4,300,000株及び5,000,000株の自己名義株式が含まれている。
- 7 A種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

① 優先配当金の計算

A種優先株式1株当たりの優先配当金（以下、「A種優先配当金」という。）の額は、A種優先株式の払込金額（150円）にそれぞれの事業年度ごとに日本円TIBOR（6ヶ月物）+1.5%の年率（以下、「A種配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。

A種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。計算の結果、優先配当金が1株につき15円を超える場合は、15円とする。

A種配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「年率修正日」は、平成15年4月1日及び、それ以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

「日本円TIBOR（6ヶ月物）」は、平成14年7月31日（配当起算日）又は各年率修正日において、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。

日本円TIBOR（6ヶ月物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（日本円LIBOR6ヶ月物）又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（6ヶ月物）に代えて用いるものとする。

- ② 非累積条項
ある事業年度においてA種優先株主に対して支払う剰余金の配当の額が上記①の計算の結果算出される金額に達しない場合は、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項
A種優先株主に対しては、A種優先配当金を超えて配当は行わない。
- (2) 残余財産の分配
当社の残余財産を分配するときは、普通株主に先立ち、A種優先株主に対しA種優先株式1株につき150円を支払う。
A種優先株主に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。
- (3) 消却
当社は、いつでもA種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。
- (4) A種優先株式の取得条項に関する定め
当社は、A種優先株式について、平成17年10月1日以降会社が別に定める日が到来したときに、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。一部の取得をするときは、抽選その他の方法により行う。
取得価額は1株につき150円にA種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含む。）で日割り計算した額を加算した額とする。
取得を請求することのできる期間中に取得請求のなかったA種優先株式については、同期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）に当社が当該株式の全部を取得するのと引換えに、A種優先株主に対し、A種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式を交付する。
但し、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。この場合、当該平均値が下限取得価額を下回るときは、A種優先株式1株の払込金相当額を当該下限取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。
前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。
- (5) 議決権
A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
- (6) 新株引受権等
当社は、A種優先株主に対しては、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。
- (7) A種優先株式についての株主の取得請求権に関する定め
A種優先株主は、当社に対し、A種優先株式の取得を請求することができる。
当社は、下記の取得の条件で、A種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付する。
 - ① 取得を請求することのできる期間
取得を請求することのできる期間は、平成19年10月1日から平成39年9月25日までとする。
 - ② 取得価額
 - (イ) 当初取得価額
76円
当初取得価額は、平成19年10月1日における普通株式の時価とする。但し、当該価額が、35円（但し、下記(ハ)の調整を受ける。）を下回る場合は、35円とする。
上記「時価」とは、平成19年10月1日に先立つ195取引日目に始まる180取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。
 - (ロ) 取得価額の修正
取得価額は、平成20年10月1日以降平成38年10月1日までの毎年10月1日（以下、それぞれ「取得価額修正日」という。）における普通株式の時価が当該取得価額修正日現在の取得価額を1円以上下回る場合には、取得価額は当該取得価額修正日以降時価に修正されるものとする。但し、当該時価が当初取得価額の80%に

相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。但し、下記(ハ)の調整を受ける。）（以下、「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。上記「時価」とは、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

(ハ)取得価額の調整

- a. A種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式（以下、「取得価額調整式」という。）により調整する。調整後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。（なお、次の算式において、「既発行株式数」には、当社が自己株式として保有する当社普通株式の数は含まないものとし、「新規発行株式数」には、当社が時価を下回る払込金額で処分する自己株式数を含むものとする。）

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- (i) 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合
調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、又は普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。
- (ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後取得価額は、株式の分割のための基準日がある場合は、その基準日の翌日以降、当該株式の分割のための基準日がない場合は、当社の取締役会において株式分割の効力発生日と定めた日の翌日以降、これを適用する。但し、分配可能額から資本に組入れられることを条件として、その部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨、取締役会で決議をする場合において、当該分配可能額の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合は、調整後取得価額は、当該分配可能額の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- (iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換する事ができる株式又は権利行使する事ができる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合
調整後取得価額は、その証券の発行日に、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が当初の条件で転換または行使され当社の普通株式が交付されたものとみなし、その発行日以降、これを適用する。
- b. 上記 a. 各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少又は普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に変更される。
- c. 取得価額調整式で使用する1株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、上記 a. (ii)号但書の場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に当該取得価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後取得価額は、上記 a. に準じて調整される。
- d. 取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とする。
- e. 取得価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日（但し、株式の分割を行うための当社の取締役会において株式の分割のための基準日以外の日を株式分割の効力発生日と定めた場合は、その日）、基準日がない場合は、調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の既発行株式数（当該新規発行分は含まない。）とする。
- f. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまる場合は、取得価額の調整は行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(ニ)引換えに交付すべき普通株式数

A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{A種優先株主が取得を請求したA種優先株式の払込金額総額}}{\text{取得価額}}$$

交付すべき株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(8) 優先順位

発行する各種の優先株式の優先配当金、累積未払配当金並びに残余財産の支払順位は、同順位とする。

8 B種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

① 優先配当金の計算

B種優先株式1株当たりの優先配当金（以下、「B種優先配当金」という。）の額は、B種優先株式の払込金額（150円）にそれぞれの事業年度ごとに日本円TIBOR（6ヶ月物）+2.0%の年率（以下、「B種配当率」という。）を乗じて算出した額とする。

B種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。計算の結果、優先配当金が1株につき15円を超える場合は、15円とする。

B種配当率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「年率修正日」は、平成15年4月1日及び、それ以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

「日本円TIBOR（6ヶ月物）」は、平成14年7月31日（配当起算日）又は各年率修正日において、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。

日本円TIBOR（6ヶ月物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（日本円LIBOR6ヶ月物）又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（6ヶ月物）に代えて用いるものとする。

② 累積条項

ある事業年度においてB種優先株主に対して支払う剰余金の配当の額が上記①の計算の結果算出される金額に達しない場合は、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下、「B種優先株式累積未払配当金」という。）については、B種優先配当金に先立って、これをB種優先株主に支払う。

③ 非参加条項

B種優先株主に対しては、B種優先配当金を超えて配当は行わない。

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、普通株主に先立ち、B種優先株主に対しB種優先株式1株につき150円並びにB種優先株式累積未払配当金相当額を支払う。

B種優先株主に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 消却

当社は、いつでもB種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(4) B種優先株式の取得条項に関する定め

当社は、B種優先株式について、平成17年10月1日以降会社が別に定める日が到来したときに、B種優先株式の全部または一部を取得することができる。一部の取得をするときは、抽選その他の方法により行う。

取得価額は1株につき150円並びにB種優先株式累積未払配当金にB種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含む。）で日割り計算した額を加算した額とする。

取得を請求することのできる期間中に取得請求のなかったB種優先株式については、同期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）に当社が当該株式の全部を取得するのと引換えに、B種優先株主に対し、B種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式を交付する。

但し、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。この場合、当該平均値が下限取得価額を下回るときは、B種優先株式1株の払込金相当額を当該下限取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。

前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(5) 議決権

B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

当社は、B種優先株主に対しては、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。

(7) B種優先株式についての株主の取得請求権に関する定め

B種優先株主は、当社に対し、B種優先株式の取得を請求することができる。

当社は、下記の取得の条件で、B種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付する。

① 取得を請求することのできる期間

取得を請求することのできる期間は、平成21年10月1日から平成41年9月25日までとする。

② 取得価額

(イ) 当初取得価額

35円

当初取得価額は、平成21年10月1日における普通株式の時価とする。但し、当該価額が、35円（但し、下記(ハ)の調整を受ける。）を下回る場合は、35円とする。

上記「時価」とは、平成21年10月1日に先立つ195取引日目に始まる180取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

(ロ) 取得価額の修正

取得価額は、平成22年10月1日以降平成40年10月1日までの毎年10月1日（以下、それぞれ「取得価額修正日」という。）における普通株式の時価が当該取得価額修正日現在の取得価額を1円以上下回る場合には、取得価額は当該取得価額修正日以降時価に修正されるものとする。但し、当該時価が当初取得価額の80%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。但し、下記(ハ)の調整を受ける。）（以下、「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

上記「時価」とは、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

(ハ) 取得価額の調整

- a. B種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式(以下、「取得価額調整式」という。)により調整する。調整後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。（なお、次の算式において、「既発行株式数」には、当社が自己株式として保有する当社普通株式の数は含まないものとし、「新規発行株式数」には、当社が時価を下回る払込金額で処分する自己株式数を含むものとする。）

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(i) 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合

調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、又は普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日がある場合は、その基準日の翌日以降、当該株式の分割のための基準日がない場合は、当社の取締役会において株式分割の効力発生日と定めた日の翌日以降、これを適用する。但し、分配可能額から資本に組入れられることを条件として、その部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨、取締役会で決議をする場合において、当該分配可能額の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合は、調整後取得価額は、当該分配可能額の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

(iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換する事ができる株式又は権利行使する事ができる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合

調整後取得価額は、その証券の発行日に、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が当初の条件で転換または行使され当社の普通株式が交付されたものとみなし、その発行日以降、これを適用する。

- b. 上記a. 各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少又は普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に変更される。

- c. 取得価額調整式で使用する1株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、上記a. (ii)号但書の場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に当該取得価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後取得価額は、上記a. に準じて調整される。

- d. 取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とする。

- e. 取得価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日（但し、株式の分割を行うための当社の取締役会において株式の分割のための基準日以外の日を株式分割の効力発生日と定めた場合は、その日）、基準日がない場合は、調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の既発行株式数（当該新規発行分は含まない。）とする。
- f. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまる場合は、取得価額の調整は行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(二) 引換えに交付すべき普通株式数

B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\frac{\text{引換えに交付すべき普通株式数}}{\text{普通株式数}} = \frac{\text{B種優先株主が取得を請求したB種優先株式の払込金額総額}}{\text{取得価額}}$$

交付すべき株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(8) 優先順位

発行する各種の優先株式の優先配当金、累積未払配当金並びに残余財産の支払順位は、同順位とする。

9 第一回から第三回C種優先株式の内容は次のとおりである。（以下、「C種優先株式」という。）

(1) 第一回C種優先株式

① 優先配当金

1株当たりの優先配当金（以下、「第一回C種優先配当金」という。）の額は、第一回C種優先株式の1株当たりの払込金額（275円）に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率（以下、「第一回C種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第一回C種優先配当金については、平成15年8月26日から当該事業年度の最終日までの日数（初日および最終日を含む。）で日割り計算した額とする。

第一回C種優先配当金は、円位未満小数第4位を四捨五入し、上限は27円50銭とする。

記

第一回C種優先配当年率 = 日本円TIBOR（1年物） + 1.25%

② 第一回C種優先株式についての株主の取得請求権に関する定め

第一回C種優先株主は、当社に対し、C種優先株式の取得を請求することができる。

当社は、下記の取得の条件で、第一回C種優先株式を取得すると引換えに普通株式を交付する。

(イ) 取得請求期間

平成19年10月1日から平成34年9月30日まで

(ロ) 取得価額

(a) 当初取得価額

67円

(b) 取得価額の修正

取得価額は、平成20年10月1日以降平成34年9月30日まで、毎年10月1日（以下、本項においてそれぞれ「各取得価額修正日」という。）に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下、本項においてそれぞれ「各時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）に修正される。（修正後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間に、下記(4)⑦で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(4)⑦に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）

ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(4)⑦により調整される。）の80%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下、本項において「下限取得価額」という。ただし、下記(4)⑦により調整される。）を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(4)⑦により調整される。）を上回る場合には当初取得価額（ただし、下記(4)⑦により調整される。）をもって修正後取得価額とする。

(2) 第二回C種優先株式

① 優先配当金

1株当たりの優先配当金（以下、「第二回C種優先配当金」という。）の額は、第二回C種優先株式の1株当たりの払込金額（275円）に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率（以下、「第二回C種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第二回C種優先配当金については、平成15年8月26日から当該事業年度の最終日までの日数（初日および最終日を含む。）で日割り計算した額とする。

第二回C種優先配当金は、円位未満小数第4位を四捨五入し、上限は27円50銭とする。

記

第二回C種優先配当年率 = 日本円TIBOR(1年物) + 1.50%

② 第二回C種優先株式についての株主の取得請求権に関する定め

第二回C種優先株主は、当社に対し、C種優先株式の取得を請求することができる。

当社は、下記の取得の条件で、第二回C種優先株式を取得すると引換えに普通株式を交付する。

(イ) 取得請求期間

平成20年10月1日から平成35年9月30日まで

(ロ) 取得価額

(a) 当初取得価額

67円

(b) 取得価額の修正

取得価額は、平成21年10月1日以降平成35年9月30日まで、毎年10月1日(以下、本項においてそれぞれ「各取得価額修正日」という。)に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下、本項においてそれぞれ「各時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数は除く。)に修正される。(修正後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間に、下記(4)⑦で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(4)⑦に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)

ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額(ただし、下記(4)⑦により調整される。)の75%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下、本項において「下限取得価額」という。ただし、下記(4)⑦により調整される。)を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額(ただし、下記(4)⑦により調整される。)を上回る場合には当初取得価額(ただし、下記(4)⑦により調整される。)をもって修正後取得価額とする。

(3) 第三回C種優先株式

① 優先配当金

1株当たりの優先配当金(以下、「第三回C種優先配当金」という。)の額は、第三回C種優先株式の1株当たりの払込金額(275円)に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率(以下、「第三回C種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第三回C種優先配当金については、平成15年8月26日から当該事業年度の最終日までの日数(初日および最終日を含む。)で日割り計算した額とする。

第三回C種優先配当金は、円位未満小数第4位を四捨五入し、上限は27円50銭とする。

記

第三回C種優先配当年率 = 日本円TIBOR(1年物) + 1.75%

② 第三回C種優先株式についての株主の取得請求権に関する定め

第三回C種優先株主は、当社に対し、C種優先株式の取得を請求することができる。

当社は、下記の取得の条件で、第三回C種優先株式を取得すると引換えに普通株式を交付する。

(イ) 取得請求期間

平成21年10月1日から平成36年9月30日まで

(ロ) 取得価額

(a) 当初取得価額

67円

(b) 取得価額の修正

取得価額は、平成22年10月1日以降平成36年9月30日まで、毎年10月1日(以下、本項においてそれぞれ「各取得価額修正日」という。)に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下、本項においてそれぞれ「各時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数は除く。)に修正される。(修正後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間に、下記(4)⑦で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(4)⑦に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)

ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額(ただし、下記(4)⑦により調整される。)の70%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下、本項において「下限取得価額」という。ただし、下記(4)⑦により調整される。)を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額(ただし、下記(4)⑦により調整される。)を上回る場合には当初取得価額(ただし、下記(4)⑦により調整される。)をもって修正後取得価額とする。

(4) 全てのC種優先株式に共通する事項

① 非累積条項

ある事業年度においてC種優先株式を有する株主（以下、「C種優先株主」という）またはC種優先株式の登録株式質権者（以下、「C種優先登録株式質権者」という）に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

② 非参加条項

C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

③ 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき275円を支払う。C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。

④ 買受けまたは消却

当社は、いつでもC種優先株式を買い入れ、これを株主に配当する利益をもって当該買入価額により消却することができる。

⑤ 議決権

C種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

⑥ 新株引受権等

C種優先株式について、株式の併合または分割を行わない。また、C種優先株主に対しては、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。

⑦ 取得価額の調整

取得価額は、C種優先株式発行後、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合に、次に定める算式（以下、「取得価額調整式」という。）により調整され、その他一定の場合にも取得価額調整式その他一定の算式により調整されるほか、合併等により取得価額の調整を必要とする場合には、当社の取締役会が適当と判断する額に調整される。取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

⑧ C種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数

C種優先株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\frac{\text{引換えに交付すべき普通株式数}}{\text{普通株式数}} = \frac{\text{株主が取得を請求したC種優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$$

交付すべき株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

⑨ C種優先株式の取得条項に関する定め

取得請求期間中に取得請求のなかったC種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）に当社が当該株式の全部を取得すると引換えに、C種優先株主に対し、優先株式1株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。以下、「一斉取得価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

この場合、一斉取得価額が各C種優先株式における下限取得価額を下回る場合には下限取得価額をもって、また、一斉取得価額が上限取得価額を上回る場合には上限取得価額をもって一斉取得価額とする。上限取得価額とは、当初取得価額に等しい金額（ただし、上記⑦により調整される。）をいう。

前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

⑩ 優先順位

当社の発行する各種の優先株式の優先配当金ならびに残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項なし

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年8月1日～ 平成21年8月31日 (注) 1	10,573,770	634,473,158	—	5,519	—	2,980

(注) 1 発行済株式総数の増加は、A種優先株式4,300,000株の取得請求権の行使による普通株式の増加である。

2 平成21年10月1日から平成21年10月31日の間において、第三回C種優先株式5,000,000株の取得請求権の行使により、普通株式の発行済株式総数が20,522,387株増加している。

(5) 【大株主の状況】

① 所有株式数別

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	60,005	9.46
那須 功	埼玉県川口市	26,950	4.25
トビシマ共栄会	東京都千代田区三番町2番地	21,093	3.32
リーマン ブラザーズ コマーシ ヤル コーポレーション アジア リミテッド (常任代理人 リーマン・ブラザー ズ証券株式会社)	26/F TWO INTERNATIONAL FINANCE CENTRE 8 FINANCE STREET CENTRAL HONG KONG (東京都港区六本木6-10-1)	12,500	1.97
ゴールドマン・サックス・インタ ーナショナル (常任代理人 ゴールドマン・サッ クス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, U.K (東京都港区六本木6-10-1)	12,289	1.94
飛鳥建設株式会社自社株投資会	東京都千代田区三番町2番地	11,254	1.77
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	8,349	1.32
株式会社E&CS	東京都千代田区三番町2番地	7,825	1.23
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社(信託口3)	東京都中央区晴海1-8-11	3,917	0.62
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社(信託口6)	東京都中央区晴海1-8-11	3,890	0.61
計	—	168,075	26.49

- (注) 1 上記のほか、当社所有の自己株式として普通株式193千株及びA種優先株式4,300千株、計4,493千株(0.71%)がある。
- 2 株式会社E&CSが所有している株式については、会社法施行規則第67条の規定により議決権を有していない。
- 3 所有株式数には普通株式と優先株式を合算して記載している。なお、優先株式を所有している株主は、次のとおりである。

氏名又は名称	種類	所有株式数 (千株)
株式会社みずほコーポレート銀行	普通株式	5,797
	B種優先株式	3,300
	第一回C種優先株式	2,424
	第二回C種優先株式	24,242
	第三回C種優先株式	24,242
	計	60,005
リーマン ブラザーズ コマーシ ヤル コーポレーション アジア リミテッド	第一回C種優先株式	6,500
	第二回C種優先株式	6,000
	計	12,500
ゴールドマン・サックス・インタ ーナショナル	普通株式	168
	第三回C種優先株式	12,121
	計	12,289

② 所有議決権数別

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する 所有議決権数 の割合(%)
那須 功	埼玉県川口市	53,900	4.97
トビシマ共栄会	東京都千代田区三番町2番地	42,187	3.89
飛鳥建設株式会社自社株投資会	東京都千代田区三番町2番地	22,509	2.08
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	16,699	1.54
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	11,594	1.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口3)	東京都中央区晴海1-8-11	7,835	0.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	東京都中央区晴海1-8-11	7,781	0.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	6,205	0.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1-8-11	6,156	0.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	東京都中央区晴海1-8-11	6,114	0.56
計	—	180,980	16.69

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 4,300,000 B種優先株式 3,300,000 第一回C種優先株式 8,924,000 第二回C種優先株式 30,242,000 第三回C種優先株式 36,363,000	—	「1 (1) ②発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 193,500 (相互保有株式) 普通株式 7,825,500	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 542,269,500	1,084,539	同上
単元未満株式	普通株式 1,055,658	—	一単元(500株)未満の株式
発行済株式総数	634,473,158	—	—
総株主の議決権	—	1,084,539	—

(注) 1 無議決権株式のA種優先株式4,300,000株は、当社所有の自己株式となっている。

2 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が5,500株含まれている。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が11個含まれている。

3 「単元未満株式」の欄には当社所有の自己株式が158株含まれている。

② 【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 飛鳥建設株式会社	東京都千代田区三番町2番地	193,500	—	193,500	0.03
(相互保有株式) 株式会社E&CS	東京都千代田区三番町2番地	7,825,500	—	7,825,500	1.23
計	—	8,019,000	—	8,019,000	1.26

(注) 株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が4,000株(議決権8個)ある。なお、当該株式は①「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄に含めている。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

普通株式

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	41	39	62	55	47	39
最低(円)	17	33	35	36	37	28

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の変動はない。

「ご参考—執行役員について」

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの執行役員の変動は、次のとおりである。

(新任)

役職	氏名	担当	就任年月日
執行役員	東野善臣	建築事業本部担当	平成21年7月1日
執行役員	遠藤博	東日本建築支社長	平成21年7月1日
執行役員	樋口秀樹	西日本建築支社長	平成21年10月1日

(退任)

役職	氏名	担当	退任年月日
上席執行役員 専務	是石逸二	建築事業本部担当	平成21年9月30日
上席執行役員 常務	満江昭生	西日本建築支社担当	平成21年9月30日

(役職の変動)

新役職	旧役職	氏名	担当	異動年月日
上席執行役員 専務	執行役員	東野善臣	建築事業本部担当	平成21年11月1日

(担当の変動)

役職	氏名	新担当	旧担当	異動年月日
上席執行役員 専務	小国恭範	社長室担当、管理本部担当	社長室担当、管理本部担当、コンプライアンス担当	平成21年7月1日
執行役員	齋藤勉	建築営業担当	東日本建築支社長	平成21年7月1日
執行役員	松島洋	社長室長、コンプライアンス担当、経営監理室担当	社長室長	平成21年7月1日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載している。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成している。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については、監査法人トーマツにより四半期レビューを受け、当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けている。

なお、従来から当社が監査証明を受けている監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっている。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	13,476	5,825
受取手形・完成工事未収入金等	41,089	53,873
販売用不動産	1,391	1,598
未成工事支出金等	※1 6,806	5,769
その他	8,257	10,341
貸倒引当金	△1,778	△1,974
流動資産合計	69,243	75,432
固定資産		
有形固定資産	※2 14,419	※2 14,575
無形固定資産	678	680
投資その他の資産		
その他	9,664	9,972
貸倒引当金	△2,290	△2,153
投資その他の資産合計	7,374	7,818
固定資産合計	22,471	23,073
繰延資産	6	7
資産合計	91,720	98,514

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	28,006	36,060
短期借入金	18,972	17,362
未成工事受入金	7,622	6,757
預り金	11,710	11,411
完成工事補償引当金	382	386
工事損失引当金	※3 900	996
その他	1,433	1,403
流動負債合計	69,029	74,378
固定負債		
退職給付引当金	5,650	5,566
その他	499	522
固定負債合計	6,149	6,088
負債合計	75,178	80,466
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,519	5,519
資本剰余金	13,500	13,500
利益剰余金	△1,132	391
自己株式	△1,357	△1,355
株主資本合計	16,530	18,056
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	8	△9
為替換算調整勘定	△0	△2
評価・換算差額等合計	8	△12
少数株主持分	3	3
純資産合計	16,542	18,047
負債純資産合計	91,720	98,514

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
売上高		
完成工事高	59,881	51,031
開発事業等売上高	1,196	806
売上高合計	61,078	51,838
売上原価		
完成工事原価	55,977	49,164
開発事業等売上原価	806	596
売上原価合計	56,784	49,760
売上総利益		
完成工事総利益	3,904	1,867
開発事業等総利益	390	209
売上総利益合計	4,294	2,077
販売費及び一般管理費	※1 3,446	※1 2,940
営業利益又は営業損失(△)	847	△863
営業外収益		
受取利息	—	16
負ののれん償却額	—	17
消費税等還付加算金	—	21
為替差益	64	—
その他	77	20
営業外収益合計	141	75
営業外費用		
支払利息	269	280
退職給付会計基準変更時差異の処理額	299	299
その他	68	82
営業外費用合計	636	662
経常利益又は経常損失(△)	352	△1,450
特別利益		
貸倒引当金戻入額	—	36
外国租税公課戻入額	—	13
割増退職金戻入額	47	—
その他	0	9
特別利益合計	47	59
特別損失		
投資有価証券評価損	—	78
貸倒引当金繰入額	1,051	—
その他	23	8
特別損失合計	1,074	86
税金等調整前四半期純損失(△)	△674	△1,477
法人税、住民税及び事業税	79	45
法人税等合計	79	45
少数株主損失(△)	△0	△0
四半期純損失(△)	△753	△1,523

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
売上高		
完成工事高	34,935	28,219
開発事業等売上高	574	533
売上高合計	35,510	28,753
売上原価		
完成工事原価	32,734	26,753
開発事業等売上原価	445	410
売上原価合計	33,180	27,164
売上総利益		
完成工事総利益	2,200	1,465
開発事業等総利益	129	122
売上総利益合計	2,329	1,588
販売費及び一般管理費	※1 1,624	※1 1,504
営業利益	705	83
営業外収益		
受取利息	18	7
負ののれん償却額	—	8
その他	34	5
営業外収益合計	53	21
営業外費用		
支払利息	133	143
退職給付会計基準変更時差異の処理額	149	149
その他	27	27
営業外費用合計	310	321
経常利益又は経常損失(△)	448	△216
特別利益		
貸倒引当金戻入額	26	58
割増退職金戻入額	47	—
その他	0	21
特別利益合計	74	79
特別損失		
固定資産除却損	1	0
その他	0	—
特別損失合計	1	0
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	520	△136
法人税、住民税及び事業税	45	38
法人税等合計	45	38
少数株主損失(△)	△0	△0
四半期純利益又は四半期純損失(△)	475	△175

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失(△)	△674	△1,477
減価償却費	337	307
貸倒引当金の増減額(△は減少)	837	△59
工事損失引当金の増減額(△は減少)	△2,289	△95
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△234	84
受取利息及び受取配当金	△37	△26
負ののれん償却額	△17	△17
支払利息	269	280
為替差損益(△は益)	28	3
投資有価証券評価損益(△は益)	2	78
売上債権の増減額(△は増加)	20,072	12,942
販売用不動産の増減額(△は増加)	—	207
未成工事支出金等の増減額(△は増加)	△4,166	△1,037
たな卸不動産の増減額(△は増加)	331	—
未収消費税等の増減額(△は増加)	△864	1,004
未収入金の増減額(△は増加)	4,270	1,162
その他の資産の増減額(△は増加)	△37	14
仕入債務の増減額(△は減少)	△22,690	△8,069
未成工事受入金の増減額(△は減少)	2,506	865
預り金の増減額(△は減少)	△1,162	299
未払消費税等の増減額(△は減少)	△1,209	215
その他の負債の増減額(△は減少)	△189	△10
その他	17	3
小計	△4,899	6,672
利息及び配当金の受取額	31	12
利息の支払額	△279	△290
法人税等の支払額	△159	△148
営業活動によるキャッシュ・フロー	△5,306	6,246
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の償還による収入	60	—
有形固定資産の取得による支出	△83	△114
無形固定資産の取得による支出	△60	△91
投資有価証券の取得による支出	△59	△1
投資有価証券の売却による収入	2	—
貸付けによる支出	△8	△7
貸付金の回収による収入	64	28
その他	0	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△84	△185

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	1,447	1,616
長期借入金の返済による支出	△1,164	△7
その他	△12	△13
財務活動によるキャッシュ・フロー	269	1,595
現金及び現金同等物に係る換算差額	△28	△6
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△5,148	7,649
現金及び現金同等物の期首残高	10,689	5,638
現金及び現金同等物の四半期末残高	5,541	13,288

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
会計処理基準に関する事項の変更 (完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更) 請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工期が12ヶ月を超え、且つ請負契約高が1億円以上の工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していたが、第1四半期連結会計期間より「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用し、第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用している。 これにより、当第2四半期連結累計期間の売上高は1,219百万円増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失はそれぞれ113百万円減少している。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。

【表示方法の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
(四半期連結損益計算書関係) 1 「受取利息」は、営業外収益の100分の20を超えたため、区分掲記した。なお、前第2四半期連結累計期間は、営業外収益の「その他」に25百万円含めて表示している。 2 「負ののれん償却額」は、営業外収益の100分の20を超えたため、区分掲記した。なお、前第2四半期連結累計期間は、営業外収益の「その他」に17百万円含めて表示している。 3 「投資有価証券評価損」は、特別損失の100分の20を超えたため、区分掲記した。なお、前第2四半期連結累計期間は、特別損失の「その他」に2百万円含めて表示している。

当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
(四半期連結貸借対照表関係) 1 前第2四半期連結会計期間において区分掲記していた「未収入金」(当第2四半期連結会計期間末7,464百万円)は、資産の総額の100分の10以下となったため、当第2四半期連結会計期間は流動資産の「その他」に含めて表示している。 2 前第2四半期連結会計期間において区分掲記していた「長期借入金」(当第2四半期連結会計期間末1百万円)は、負債及び純資産の合計額の100分の1以下となったため、当第2四半期連結会計期間は固定負債の「その他」に含めて表示している。 (四半期連結損益計算書関係) 「負ののれん償却額」は、営業外収益の100分の20を超えたため、区分掲記した。なお、前第2四半期連結会計期間は、営業外収益の「その他」に8百万円含めて表示している。

【簡便な会計処理】

当第2四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項なし

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項なし

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>1 ※2 有形固定資産減価償却累計額 9,655百万円</p> <p>2 偶発債務 (1) 保証債務 下記の借入金に対して、次のとおり保証を行っている。 従業員(住宅ローン) 29百万円</p> <p>(2) 当社は、東京開発M特定目的会社と請負代金3,404百万円の工事請負契約を締結している。 なお、当該契約には、責任財産限定の特約が付されており、当社請負代金は、当該特定目的会社の責任財産を原資とし、その範囲内で支払われることとなっている。</p> <p>3 ※1、※3 損失が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は149百万円である。</p>	<p>1 ※2 有形固定資産減価償却累計額 9,566百万円</p> <p>2 偶発債務 (1) 保証債務 下記の会社等の金融機関借入金等に対して、次のとおり保証を行っている。 従業員(住宅ローン) 36百万円 章栄不動産㈱(手付金) 2 計 38</p> <p>(2) 当社は、東京開発M特定目的会社と請負代金3,404百万円の工事請負契約を締結している。 なお、当該契約には、責任財産限定の特約が付されており、当社請負代金は、当該特定目的会社の責任財産を原資とし、その範囲内で支払われることとなっている。</p> <p>3 _____</p>

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1 ※1 このうち、主要な費目及び金額は、次のとおりである。 従業員給与手当 1,523百万円 退職給付費用 204	1 ※1 このうち、主要な費目及び金額は、次のとおりである。 従業員給与手当 1,261百万円 退職給付費用 164
2 当社グループの完成工事高は、契約により工事の完成引渡しが第4四半期連結会計期間に集中しているため、第1四半期連結会計期間から第3四半期連結会計期間における完成工事高に比べ、第4四半期連結会計期間の完成工事高が著しく多くなるといった季節的変動がある。	2 同左

前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
1 ※1 このうち、主要な費目及び金額は、次のとおりである。 従業員給与手当 716百万円 退職給付費用 97	1 ※1 このうち、主要な費目及び金額は、次のとおりである。 従業員給与手当 655百万円 退職給付費用 81
2 当社グループの完成工事高は、契約により工事の完成引渡しが第4四半期連結会計期間に集中しているため、第1四半期連結会計期間から第3四半期連結会計期間における完成工事高に比べ、第4四半期連結会計期間の完成工事高が著しく多くなるといった季節的変動がある。	2 同左

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日) 現金預金勘定 5,541百万円 預入期間が3か月を超える定期預金 — 現金及び現金同等物 5,541	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日) 現金預金勘定 13,476百万円 預入期間が3か月を超える定期預金 △187 現金及び現金同等物 13,288

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期連結 会計期間末(千株)
普通株式	551,344
A種優先株式	4,300
B種優先株式	3,300
第一回C種優先株式	8,924
第二回C種優先株式	30,242
第三回C種優先株式	36,363
合計	634,473

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期連結 会計期間末(千株)
普通株式	8,019
A種優先株式	4,300
合計	12,319

3 新株予約権等に関する事項

該当事項なし

4 配当に関する事項

該当事項なし

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)

	建設事業 (百万円)	開発事業等 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する 売上高	34,935	574	35,510	—	35,510
(2) セグメント間の内部 売上高	—	19	19	(19)	—
計	34,935	594	35,529	(19)	35,510
営業利益	1,014	121	1,136	(430)	705

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)

	建設事業 (百万円)	開発事業等 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する 売上高	28,219	533	28,753	—	28,753
(2) セグメント間の内部 売上高	—	23	23	(23)	—
計	28,219	556	28,776	(23)	28,753
営業利益	352	117	470	(386)	83

前第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

	建設事業 (百万円)	開発事業等 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する 売上高	59,881	1,196	61,078	—	61,078
(2) セグメント間の内部 売上高	—	40	40	(40)	—
計	59,881	1,237	61,119	(40)	61,078
営業利益	1,333	371	1,705	(857)	847

当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

	建設事業 (百万円)	開発事業等 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する 売上高	51,031	806	51,838	—	51,838
(2) セグメント間の内部 売上高	—	42	42	(42)	—
計	51,031	848	51,880	(42)	51,838
営業損益	△300	195	△104	(758)	△863

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な事業内容

(1) 事業区分の方法

日本標準産業分類及び連結損益計算書の売上集計区分を勘案して区分した。

(2) 各区分に属する主要な事業内容

建設事業：土木・建築その他建設工事全般に関する事業

開発事業等：不動産開発・住宅販売事業・不動産賃貸・保険代理店等に関する事業

2 会計処理基準等の変更

当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「工事契約に関する会計基準」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」を適用している。この変更に伴い、従来の方法に比較して、当第2四半期連結累計期間の建設事業の売上高が1,219百万円増加し、営業損失が113百万円減少している。

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)並びに前第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略した。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	東南アジア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	1,757	1,910	3,667
II 連結売上高(百万円)	—	—	35,510
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	4.9	5.4	10.3

(注) 1 国又は地域の区分の方法は、地理的近接度によっている。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) 東南アジア …… ブルネイ、フィリピン、シンガポール

(2) その他の地域 …… アフガニスタン、イラク

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)並びに前第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略した。

(有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はない。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)

当社グループは、デリバティブ取引を行っていないので、該当事項はない。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)

該当事項なし

(企業結合等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)

該当事項なし

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	△8.85円	1株当たり純資産額	△7.40円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	16,542	18,047
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	21,352	21,990
(うち少数株主持分(百万円))	(3)	(3)
(うち優先株式発行金額(百万円))	(21,265)	(21,910)
(うちB種優先株式に係る剰余金配当による優先配当額(要支給額)(百万円))	(83)	(76)
普通株式に係る四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産額(百万円)	△4,809	△3,942
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の数(千株)	543,325	532,804

2 1株当たり四半期純損益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	
1株当たり四半期純損失	1.70円	1株当たり四半期純損失	2.86円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	—	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	—

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失が計上されているため記載していない。

2 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
四半期純損失(百万円)	753	1,523
普通株主に帰属しない金額(百万円)	7	6
(うちB種優先株式に係る剰余金配当による優先配当額(要支給額)(百万円))	(7)	(6)
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	760	1,530
普通株式の期中平均株式数(千株)	447,551	535,801
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	
1株当たり四半期純損益	1.01円	1株当たり四半期純損益	△0.33円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	0.55	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	—

- (注) 1 当第2四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失が計上されているため記載していない。
- 2 1株当たり四半期純損益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純損益		
四半期純損益(百万円)	475	△175
普通株主に帰属しない金額(百万円)	3	3
(うちB種優先株式に係る剰余金配当による優先配当額(要支給額)(百万円))	(3)	(3)
普通株式に係る四半期純損益(百万円)	471	△178
普通株式の期中平均株式数(千株)	468,253	538,052
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(百万円)	3	—
(うちB種優先株式に係る剰余金配当による優先配当額(要支給額)(百万円))	(3)	(—)
普通株式増加数(千株)	393,144	—
(うちA種優先株式(千株))	(8,486)	(—)
(うちB種優先株式(千株))	(14,142)	(—)
(うち第一回C種優先株式(千株))	(72,013)	(—)
(うち第二回C種優先株式(千株))	(149,251)	(—)
(うち第三回C種優先株式(千株))	(149,251)	(—)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

2 【その他】

該当事項なし

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月7日

飛島建設株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大庭 四志次 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岸 田 靖 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている飛島建設株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手段その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、飛島建設株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は前連結会計年度において8,520百万円の営業損失及び17,078百万円のマイナスの営業キャッシュ・フローを計上、また、平成14年3月期以降財務リストラ等により7期連続で当期純損失を計上した。また、当第2四半期連結累計期間の業績については、営業利益8億円の計上となったものの、第1四半期における特定の取引先の民事再生手続の開始に伴う貸倒引当金の設定等により、当四半期純損失7億円を計上することとなった。当該状況により継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。

当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月9日

飛島建設株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 日 下 靖 規 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岸 田 靖 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている飛島建設株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、飛島建設株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。